

HEADLINES

2023年版 **確定申告Q&A** 2-3

国外財産調書 **攻めの姿勢で資産防衛** 12

運命に翻弄された「裏切り者」 城所弘明
小早川秀秋の事業承継 5

大谷翔平は「ぜいたく品、扱い米・大リーグ球団の「年俸税」



米国の野球リーグMLBでは、大都市の人気球団と地方の小都市に本拠地を置く球団の収入に大きな差がある。そこで格差を縮小するため、所属選手への年俸総額が大きい球団はMLBに一定額を納め、それを年俸総額の少ない球団に配分する仕組みがある。「competitive balance tax (競争的均衡税)」の名前のとおり、まさに球界の「ぜいたく税」だ。



年俸総額に応じて税率も変わり、約270億円超なら超過額の20%だが、約377億円を超えると税率は80%に達する。しかも2度目の最高税率の適用であれば90%、3度目は110%とさらに税率は上がっていくという。

だがそれでも選手補強にける金には糸目を付けないと考えるオーナーもいる。ニューヨーク・メッツのオーナーを務めるステーブ・コーエン氏はずでこの最高税率を2度適用されているが、今シーズン終了後の大補強の目玉として、FA(フリーエージェント)資格を取得する大谷翔平選手を狙っているという。投打二刀流のスーパースターである大谷選手を獲得するとなれば今年も最高税率の「納税」を強いられることは間違いない。

いまやその名前をとって「コーエン税」とも呼ばれていることに対し、本人は「橋か何かに自分の名前がつくよりはいい」と気にする素振りもないようだ。

見落とし厳禁! コロナ禍の一時所得

確定申告特集



確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

いよいよ確定申告シーズンが始まる。今年の申告に当たっては、一昨年の所得税改革のような大改正はないものの、コロナ禍特有の「一時所得」の扱いには注意が必要だ。全国旅行支援による割引やマイナポイントなど納税者にとってお得とされる様々な制度には税金がかかり、申告を忘れると手痛い追徴課税を食らう可能性もある。医療費控除の賢い使い方などのテクニックと合わせて、今年の確定申告のポイントを押さえておきたい(関連記事2・3面)。

国税庁の発表によると、今年の所得税・贈与税の申告および納期限は2月16日(木)〜3月15日(水)、個人事業者の消費税の申告および納期限は3月31日(金)となっている。コロナ禍が本格化した2020年以降、

アフターコロナの時代に向かうなかで、4年ぶりに原則どおり延長なしの確定申告となる。

今年の確定申告のトピックを見てみると、昨年からの大改正というほどの変化はない。一昨年には配偶者控除や基礎控除の要件変更

など大幅な所得税改革が行われ、昨年には行政手続きのデジタル改革を踏まえて押印の廃止などがあつたが、今年から変わるポイント、住宅ローン控除の見直しや雑所得の要件の線引きくらいだ(詳細2面)。なお国

税庁の確定申告特集ホームページでは、今年のトピックとしてスマートフォンとマイナンバーカードを使った電子申告、マイナポイントと連携しての申告書の自動入力、昨年12月にスタートしたばかりのスマホアプリ納税

を挙げている。ただ目立った変更点がないとはいえ、コロナ禍での確定申告をする上で、例年よりも気を付けたい部分はある。それが一時所得の申告だ。

例えば、多くの人が利用している「全国旅行支援」では、キャンペーンによって得をした分の金額がそのまま一時所得に当たる。同キャンペーンでは旅行代金の一定割合が値引きされ、

さらに旅先で使えるクーポンも受け取れるが、これらはすべて一時所得に含まれる。各地のコンサートやテーマパークに使える「イベント割引」も同様だ。

またマイナンバーカードの取得に伴うマイナポイントも一時所得に該当する。該当し、この一時所得が年間50万円を超えた時には、超過分の2分の1に当たる額が課税の対象となる。なかなか日々の暮らしのなかでまとまった額の一時所得が発生することはないが、

コロナ禍にあつてはその機会が増えるので注意が必要だ。

経済的利益は一時所得として所得税の課税対象となります」と明示されている。さらに見落としがちな収入として、「ふるさと納税」制度で受け取った品物もある。

一時所得は収入はすべてを課税される。課税される収入は、単体の金額を所得から差し引くことが可能だ。もっとも、

旅行支援もマイナポイントも収入

続きは本紙をご覧ください。

収入

収入はすべてを課税される。

課税される収入は、単体の金額を所得から差し引くことが可能だ。

もっとも、

確定申告で見落とし

「ぜいたく品、扱い米・大リーグ球団の「年俸税」

米国の野球リーグMLBでは、大都市の人気球団と地方の小都市に本拠地を置く球団の収入に大きな差がある。

そこで格差を縮小するため、所属選手への年俸総額が大きい球団はMLBに一定額を納め、それを年俸総額の少ない球団に配分する仕組みがある。

「competitive balance tax (競争的均衡税)」の名前のとおり、まさに球界の「ぜいたく税」だ。

年俸総額に応じて税率も変わり、約270億円超なら超過額の20%だが、約377億円を超えると税率は80%に達する。

しかも2度目の最高税率の適用であれば90%、3度目は110%とさらに税率は上がっていくという。

だがそれでも選手補強にける金には糸目を付けないと考えるオーナーもいる。ニューヨーク・メッツのオーナーを務めるステーブ・コーエン氏はずでこの最高税率を2度適用されているが、今シーズン終了後の大補強の目玉として、FA(フリーエージェント)資格を取得する大谷翔平選手を狙っているという。

投打二刀流のスーパースターである大谷選手を獲得するとなれば今年も最高税率の「納税」を強いられることは間違いない。

いまやその名前をとって「コーエン税」とも呼ばれていることに対し、本人は「橋か何かに自分の名前がつくよりはいい」と気にする素振りもないようだ。

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど